



2020年11月5日

各 位

会社名 株式会社 プラ ッ ツ  
代表者名 代表取締役会長 福 山 明 利  
(コード：7813、東証マザーズ・福証Q-Board)  
問合せ先 取締役管理統括部長 近 藤 勲  
(TEL. 092-584-3434)

## 当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

2020年9月25日付「当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社とパラマウントベッド株式会社（以下、「同社」とする。）との間の訴訟の第一審判決（以下、「第一審判決」とする。）が言い渡されております。当該第一審判決に対して同社より控訴が提起されたことを、同年11月4日付で受領した控訴状で確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 控訴の提起がなされた年月日および裁判所

- (1) 年月日：2020年10月9日
- (2) 裁判所名：知的財産高等裁判所

#### 2. 控訴人

- (1) 商号：パラマウントベッド株式会社
- (2) 所在地：東京都江東区東砂2丁目14番5号

#### 3. 控訴の経緯

2020年9月25日付け「当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」に記載のとおり、同社が当社を相手方として提起した訴訟（以下、「本件訴訟」とする。）に関して、東京地方裁判所は、同社の請求を一部認容、一部棄却する判決を言い渡しました。

2020年10月1日付「控訴の提起に関するお知らせ」によりお知らせしておりましたとおり、当社は、この第一審判決において同社の請求が一部認容された部分について、2020年9月30日付けで既に控訴を提起しております。

今般、同社は、この第一審判決において同社の請求が一部棄却された部分について不服であることから、控訴（訴訟物の価額：9億4,970万2,183円、以下、「本件控訴」とする。）を提起したことが判明したものです。

#### 4. 今後の見通し

前記のとおり、当社は、第一審判決において同社の請求が一部認容された部分について、既に控訴を提起しております。

一方で同社の請求が一部棄却された部分については、今般、本件控訴が提起されましたが、当社は、第一審判決において公正かつ妥当な判断が示されたものと考えており、引き続き控訴審において当社の正当性を主張してまいります。

なお、本件控訴の提起による業績に与える影響等はないと見込んでおりますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上